

交付申請書の提出

- ・補助金の交付を希望される場合は、対象設備設置後、補助金交付申請書（様式第3号）に「申請の手引き 35～47 ページ」に記載の添付書類（※）を添えて提出してください。
- ※住民票または納税証明書に不備がある場合、受付しませんのでご注意ください。
- ・補助金交付申請書の受付は以下の期間内で先着順に行いますが、予算の範囲を超える交付申請があった場合は、期間内であっても受付を終了します。（ホームページに掲載）
- ・予算の範囲を超えた受付終了当日に提出のあった交付申請書は抽選を行い、最終的な申請者を決定します。抽選にもれた場合は交付申請書を返却します。
- ・受付終了後に提出された交付申請書は返却します。

受付期間	令和8年5月25日（月）～令和9年2月10日（水）17:15 必着※
備考	・事業を実施し、工事・支払完了後60日以内（もしくは令和9年2月10日のいずれか早い日）までに交付申請書を提出してください。 ※書類の提出が令和9年2月10日（水）17:15（財団終業時刻）を過ぎた場合は、いかなる理由があっても受付しませんのでご注意ください。

（交付申請書の提出先）

公益財団法人淡海環境保全財団（滋賀県地球温暖化防止活動推進センター）
〒525-0066 滋賀県草津市矢橋町帰帆2108番地 淡海環境プラザ内
TEL：077-569-5301

<交付申請書等提出時の注意事項>

- ・申請様式は日本産業規格A4の用紙に片面印刷をお願いいたします。
（A3の場合は折り込む）
- ・「申請の手引き 33 ページ 11. 提出書類一覧」の各事業の番号順に並べてください。
- ・レターパック、特定記録等の追跡可能な方法により、郵送してください。
- ・封筒の表に「**スマート・ライフスタイル補助金交付申請書在中**」、と**赤字記入**またはマーカー等でわかりやすく表記してください。
- ・申請書等に手書きで記入いただく場合は、黒色または青色のボールペンで丁寧に記入をしてください。
- ・申請者名（申込者名）および金額を訂正する場合は、二重線見え消しをお願いします。
修正テープ等は使用しないでください。
- ・提出していただいた書類の返却はいたしません。財団からの問い合わせや市町等の補助金申請に必要な場合がありますので、申請書類一式のコピーを控えとして保管してください。
- ・追加書類、変更書類を提出される際も同様をお願いします。